



報道発表資料の配付日時 11月19日(金)15時00分

発表項目	産業廃棄物処理施設の設置許可の取消しについて	
概要 ※日時・場所・内容等	<p>産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の3の規定により、次のとおり不利益処分を行いましたのでお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 被処分者 (1)住 所 札幌市中央区北四条西一丁目1番地 (2)名称及び代表者名 株式会社北海道畜産公社 代表取締役 岡本 安司</p> <p>2 処分年月日 令和3年(2021年)11月19日(金)</p> <p>3 処分の内容 産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し</p> <p>4 処分の対象となる許可 施設の種類 汚泥の脱水施設 許可年月日 平成26年(2014年)1月20日 許可番号 十環生第3401号 設置場所 帯広市西24条北2丁目3番1、4番1</p> <p>5 処分の理由 被処分者の役員が、法第7条第5項第4号ニ(法第16条の2(焼却禁止)で罰金刑が確定)に該当し、被処分者は、法第14条第5項第2号ニ(欠格要件)に該当するに至った。 このことにより、知事は、法第15条の3第1項第1号の規定で、許可を取り消さなければならないため。</p>	
参 考 ※発表のポイント・ねらい、経緯等	本件の内容は、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課のホームページ(アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/syobun_kouhyou/jyoukyou3.html)上で、処分等の概要(処分の対象者含む)について、公表することとしております。	
報道(取材)に当たってのお願い	今回の処分は汚泥脱水施設に係る設置許可の取消しであり、工場自体の操業については、事業者あて照会してください。	
留意事項 ※日時・場所・発表者等	同時配付 同時レク	(場所) 道政記者クラブ
担 当 (連絡先)	北海道十勝総合振興局保健環境部環境生活課(担当者:主幹 木内 康之) tel 0155-27-8527(直通) 2974(内線)	